

11月 モニターレポート		担当出張所	桂川出張所
担当区間	府道142号線桂大橋～嵐山公園亀山地区 (左右岸12.2～18.6km)		
モニター実施日時	令和元年11月25日 (月) 15時頃～17時頃		
天 候	曇 り		
(見出し)			
11月は西大橋右岸からモニターを開始し上野橋(両岸)から松尾橋(両岸)までモニターをしました。			
河川沿いの投棄物(段ボール・洗濯機・大量の資源&大型ゴミ) 計4箇所			
橋下の飲食物の散乱 1箇所			
橋下の落書き 4箇所			
野犬の発見 1箇所			
看板・設置物の劣化 2箇所			
不審火の跡 1箇所			
河川利用方法についての要望			
(内容)			
日が落ちるのが早くなり、夕方になると以前よりも人通りが少なくなっていました。			
河川敷周辺の環境に変化がないか確認をしましたので報告いたします。			
【松尾橋右岸～上野橋右岸】			
			
河川敷の雑草が刈り取られ見晴らしが良くなっていました。			
堤防に道路がありますが、除草作業の車や近隣住民の車の通りが多いことと、1台通行するので道幅がギリギリの所もありました。横に歩行者と自転車の通行用の道路が別にあるため安心な面はありますが、車が夜間や対向車とのすれ違い等で転落しないか心配です。			
こういった堤防の道路は他の地域でも見かけますが、ガードレールや街灯などの対応がされていないことが多いです。構造上何か理由があるのか気になります。			
			
←松尾橋から約500m付近に読めない劣化看板			



劣化看板を確認した位置から野犬と思われる白い犬を4匹確認しました。
人がいない時間や場所がわかっているようで、人のいない河原を走り回っていました。



←松尾橋の橋下に段ボールの投棄物



←松尾橋の橋下に落書きと駐輪自転車がありました。

【松尾橋左岸～上野橋左岸】



←松尾橋のすぐ横の看板が壊れていました。



桂川両岸が除草や護岸工事等で綺麗になっていました。
子どもが安心して遊べる場所や散歩ができる場所が増えてうれしく思います。



前回報告したときよりも左岸の橋下の落書きや投棄物が増えていました。
河川の環境整備を行ったところでしたが、美観が損なわれていて大変残念です。



松尾橋から左岸50m付近の大きな木の下に折り畳みベンチと何かの機材が放置してありました。

河川敷や堤防に同様に工事で使用されているような資材や、野球練習されている敷地付近に物置、大きな収納ケース等設置されています。

危険物ではなさそうですが、一見するとどこの管理物なのかが不明です。

使用や管理されている業者や団体名がわかると近隣の住民の方や通行人も安心されるのではないのでしょうか。

【上野橋右岸～西大橋右岸】



堤防補強や護岸工事と河川の整備が進んでいます。
景観が良くなり、台風被害への不安が減り安心します。



←上野橋から約100m付近に洗濯機の投棄物



←上野橋下にライターとタバコの箱と何か燃やした跡



上野橋下にカラーコーンや植木鉢や冷蔵庫など、投棄物が私物が不明な物がたくさん置いてありました。



←上野橋近くの林の看板劣化

上野橋～西大橋の河川沿いには個人の畑や多目的な広場、写真の「国有地のため立ち入りが禁止」されているエリアがあります。

散歩のため通って良いのか、子どもが遊んで良い所なのか、周囲の掲示物やグーグルなどの地図上では確認できません。

淀川河川事務所のホームページを拝見し、「河川区域内の是正の取り組み」という内容を見つけました。

河川の環境保全や近隣住民の水害被害への対策を進めていることを知りました。さらに要望なのですが、こちらのホームページで河川沿いの多目的に利用できる場所について案内をしていただけると幸いです。

11月の報告は以上です。

(意見・感想・処置等)

11月のレポートありがとうございます。ご要望頂きましたガードレールや街灯は、堤防に影響がない範囲であれば道路管理者が設置して管理しています。今回のご意見も道路管理者へ情報提供させていただきます。

桂川での野犬は、狂犬病予防法に基づく捕獲権限のある京都市保健福祉局医療衛生センターが担当になります。全頭捕獲に向け対策を強化されていますので、情報提供しておきます。

松尾橋・上野橋は京都市西京土木事務所が管理している橋になります。落書き、不法投棄、直火があった旨、情報提供致します。松尾橋左岸の看板は、桂川運動公園を管理している京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課が設置していますので、破損している状況を報告しておきます。

河川敷にて行為者不明の設置物を発見した際には「占用中止指示票」の看板を設置し、撤去を指示しています。桂川運動公園には、管理されている京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課が設置した物置がありません。今回の貴重な意見、公園管理者へ情報提供しておきます。

上野橋から西大橋の右岸河川敷には広大な畑がありますが、国有地より民地の方が多場所になります。

河川は本来誰でも自由に利用出来る空間ですが、民地と国有地の畑が混在していたり、公園管理者が管理していたり、分かりづらい場所が多々あるかもしれません。貴重なご意見を頂きましたので、事務所へ報告しておきます。

11月も末日となり、日が落ちるのが早くなっている中、盛り沢山のレポートありがとうございました。来月のレポートも楽しみにしています。